

モニタリング結果表

公の施設名	迫佐沼公園(光ヶ丘球場)	所管課	生涯学習課
施設の住所	登米市迫町佐沼字光ヶ丘1番地	電話	0220(22)8565
指定管理者	特定非営利活動法人登米市体育協会 (代表) 会長 佐々木 猛		
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日	設置条例名	登米市都市公園条例

1 利用状況

(1) 利用状況

項目	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	平成31年度実績	令和 年度実績	備考
稼働(開館)日数	359	359	359	332		
利用件数	222	185	212	184		
内減免件数	141	140	165	135		
利用者数	8,454	6,951	9,389	7,796		

(2) 施設管理以外で仕様書に定める事業の実施状況(例:公民館事業)

事業名	平成 年度実績		平成 年度実績		平成 年度実績		平成31年度実績		令和 年度実績		備考(内容)
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	
実施はありません											

2 項目別評価

評価大項目				指定管理者評価	所管課評価		
(総括1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られているか。				A	A		
中項目	(1) 利用者の平等な利用の確保	小項目	①利用者に対して公平に利用機会を提供しているか。	A	A	S	A
			②利用料金の減額免除手続きは適切に行っているか。	A		A	
			③利用者の意見要望を把握し、適切に対応しているか。	A		A	
			④利用者数拡大の取り組みを行っているか。	A		A	
	(2) サービス向上の具体的な手法及び期待した効果に係る取り組み内容実績等	小項目	①利用者へのサービス向上のための取り組みを行っているか。	A	A	A	A
			②社会体育振興のための施設の機能を活用した取り組みを行っているか。	A		A	
			③施設情報の提供に係るインターネット等を活用した広報の取り組みを行っているか。	A		A	
			④地域や関係機関との連携を行っているか。	A		A	
指定管理者の自己評価		協定書に基づいて管理運営を行っている。年度末に新年度の主要な大会等の利用について使用希望調査を実施している。利用団体の多様化や一般個人利用の増加に伴い、利用調整を行いながらより多くの利用者に施設を利用していただけるよう、配慮している。					
施設所管課による評価		利用者の要望に応じ開館時間を拡大するなど水準以上と評価できる項目もあるが、協定書や仕様書に基づいた利用の確保やサービスを行っていることから水準どおりと評価した。					
(総括2) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られているか。				A	A		
中項目	(1) 施設の適切管理及び管理内容に係る実績等	小項目	①設備の保守点検や清掃、警備、衛生管理、環境整備等の維持管理業務を適切に行っているか。	A	A	A	A
			②省エネ、ゴミの抑制、リサイクルの推進等の環境負荷低減の取り組みを行っているか。	A		A	
			③個人情報保護対策は適切に行われているか。	A		A	
			④施設の安全確保のための取り組みを行っているか。	A		A	
			⑤損害保険等必要な保険に加入しているか。	A		A	

評価大項目				指定管理者評価		所管課評価	
(2)施設の管理運営経費に係る内容実績等	小項目	①収支計画書と比較して、収支状況は適正か。	A	A	A		
		②収入確保の取り組みを行っているか。	A		A		
		③経費削減の取り組みを行っているか。	A		A		
指定管理者の自己評価		施設管理において専門的な知識や技術を要する業務については専門業者へ委託し保守点検・管理を行っている。また、施設管理運営委員会を中心に施設の管理運営への提言や整備等に関わるボランティア協力により経費の節減ができ、修理修繕を要する施設・設備の整備費に充用することが可能になるなど、体協ならではの効率的な管理運営を行っている。					
施設所管課による評価		収支は赤字となっているが、指定管理施設全体では黒字を維持しており、総合的に仕様書に定めるとおりの管理内容となっていることから水準どおりと評価した。					
(総括3) 公の施設の設置目的を達成するために事業計画等に沿った管理を安定して行う能力を有しているか。				A	A		
中項目	(1)安定運営の人的能力(管理体制・職員体制、指導研修体制、緊急時対応等)	小項目	①施設の管理運営を行うための適切な職員体制となっているか。	A	A	A	A
			②施設の管理運営に関わる職員の労務管理は適切か、また労働保険への加入等の労働福祉の体制は整備しているか。	A		S	
			③施設の管理運営に関わる職員の指導育成は計画どおり行っているか。	A		A	
			④緊急時の危機管理体制は整備されているか。	A		A	
	(2)安定的運営を行う経理的基盤	小項目	①団体の財務状況は健全か。	A	A	A	A
			②経理規程等が整備され、指定管理業務に係る経費が適切に管理されているか。	A		S	
			③団体としての監査体制があり、適切に監査を行っているか。	A		A	
	指定管理者の自己評価		利用団体や地域住民の代表からなる施設管理運営委員会と連携を取り、施設利用者市民と指定管理者が共通の認識を持ってより一層ニーズに合った管理運営につなげている。				
施設所管課による評価		経理に関して外部専門家の指導を受けたり、退職金制度を設立していることは水準以上と評価できるが、総合的に施設の安定運営のための職員体制などは協定書や仕様書に定めるとおりであることから、水準どおりと評価した。					
(総括4) ※その他、当該公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要と認める事項							
中項目	(1) ※市が評価項目を設定していた場合、又は指定管理者が申請時に提案した内容がある場合は、この欄に記載し、評価を行う。	小項目					
	(2)	小項目					
指定管理者の自己評価							
施設所管課による評価							

3 総合評価

総合評価	指定管理者による総括自己評価		施設所管課による評価	
	評価	内容	評価	内容
A		利用団体や地域住民の代表からなる「施設管理運営委員会」を組織し、利用者や地域の声を迅速に反映でき、経費削減等管理・運営の面でも非常に効果があった。	A	利用者の要望に応じ開館時間を拡大し利用しやすい環境を整えたことなど、水準以上と評価できる。 また、収支は赤字となっているが、指定管理施設全体では黒字を維持しており、総合的に仕様書に定めるとおりの管理内容となっていることから水準どおりと評価した。